

陳 情	受 理 番 号	132	受 理 年 月 日	令和2年4月22日	付 託 委員会	厚生経済
件 名	新型コロナウイルス感染拡大予防の休業要請と補償に関する陳情書					

新型コロナウイルス感染拡大予防の休業要請と補償に関する陳情書

この度の非常事態宣言全国拡大を受け沖縄でも新型コロナウイルス感染が拡大しております。

私共は人命と医療崩壊を何としても阻止する為、遊興施設やそれに伴う関連業務は早急に自粛ではなく休業すべきと判断のもと、率先して苦渋の選択(休業)を致しております。

しかしながら非常事態宣言後もそもそも地方自治法上の違法営業を続けている(主に松山)キャッチ、キャバクラ、ラウンジ、バーなどは日常的に営業を続けており紛れもなく三密過大で感染拡大は間違いありません。

皆自身の生活費を得る為、必死とは共感しておりますが、一斉に休業してこの20～30日間を耐え忍び、生活の為の最低必需品等の購入や医療を受ける為など命に拘らない外出は禁止、移動禁止、を強く強制して市民及び県民の命と医療、地域を守らなければなりません。

命と経済的事業を犠牲にした休業は数か所だけでは意味がなく法に準ずる遊興施設及び関連の一日も早い休業要請と補償を行って頂きますようお願い致し、苦渋の選択で休業しております事業者を代表して沖縄県那覇市議会に陳情申し上げます。